

「政治資金監査の実施状況等のアンケート」集計結果

平成22年1月から政治資金監査が本格的に実施されたところであり、政治資金監査マニュアルの改定等、今後の当委員会における検討の参考とするため、初めての政治資金監査の実施状況等について、登録政治資金監査人に対してアンケートを実施した。

1 調査の方法

(1) 調査対象

登録政治資金監査人: 3, 538人(平成22年3月末時点)

(2) 調査方法

郵送によるアンケート調査

(3) 調査期間

平成22年4月12日(月)～平成22年6月15日(火)

(4) 回答数

発送数: 3, 538

回答数: 2, 029

回収率: 57. 3%

2 アンケート結果

問1 あなたは平成21年分の収支報告書等に係る政治資金監査を行いましたか
(平成21年1月1日～平成22年5月31日の間)。

	回答数	(割合)
行った。	530	26.1%
行わなかった。	1,499	73.9%

※ (割合)は小数点第二位で四捨五入しているため、各回答内容の(割合)の和は必ずしも100%となるわけではない。

問2 あなたが行った政治資金監査の実施状況について、記入してください。

(1) 実施した国会議員関係政治団体の数

	回答数	(割合)
1団体	137	25.8%
2団体	145	27.4%
3団体	109	20.6%
4団体	55	10.4%
5団体	31	5.8%
6団体	24	4.5%
7団体	8	1.5%
8団体	4	0.8%
9団体	1	0.2%
10団体以上	12	2.3%
無回答	4	0.8%
合計	530	100.0%

政治資金監査を実施した国会議員関係政治団体数	1, 555 団体
(うち解散等団体の数	156 団体)

登録政治資金監査人が政治資金監査を実施した国会議員関係政治団体の数で最も回答数の多かったものは、2団体の145(27.4%)であり、続いて、1団体が137(25.8%)、3団体が109(20.6%)であった。

国会議員関係政治団体の数を合計すると、1, 555団体となり、うち解散等団体の数は156団体であった。

(2) 実施時期及び団体数

(複数の月にまたがる場合は、政治資金監査報告書の日付の月を記入)

	回答数	(割合)	団体数	(割合)
1月	37	5.2%	67	4.3%
2月	137	19.3%	318	20.6%
3月	154	21.7%	303	19.6%
4月	137	19.3%	263	17.0%
5月	210	29.6%	531	34.4%
その他	30	4.2%	63	4.1%
無回答	5	0.7%		
合計	710	100.0%	1,545	100.0%

※ 複数団体の政治資金監査を行った登録政治資金監査人より複数月の回答があったため、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の合計数とは一致しない。

登録政治資金監査人が政治資金監査を実施した時期で最も回答数の多かったものは、5月の210(29.6%)であり、実施団体数は531団体(34.4%)であった。続いて、3月が154(21.7%)、2月が137(19.3%)、4月が137(19.3%)であった。

収支報告書の提出期限である5月に3割超の国会議員関係政治団体が政治資金監査を受けている。

(3) 一の国会議員関係政治団体に対する政治資金監査の期間及び実施体制

① 政治資金監査の期間

	回答数	(割合)
1日	165	31.1%
2日	131	24.7%
3日	93	17.5%
4日	45	8.5%
5日	25	4.5%
6日	14	2.6%
7日	12	2.3%
8日～14日	24	4.5%
15日以上	9	1.7%
無回答	12	2.3%
合計	530	100.0%

登録政治資金監査人が政治資金監査を実施した期間で最も回答数の多かったものは、1日の165(31.1%)であり、続いて、2日が131(24.7%)、3日が93(17.5%)であった。

政治資金監査を実施した登録政治資金監査人の約7割が3日以内に政治資金監査を完了している。

② 従事した登録政治資金監査人の人数

	回答数	(割合)
1人	473	89.2%
2人	32	6.0%
3人	9	1.7%
4人	5	0.9%
6人	2	0.4%
9人	1	0.2%
無回答	8	1.5%
合計	530	100.0%

一つの国会議員関係政治団体に対して政治資金監査を実施した登録政治資金監査人の人数で最も回答の多かったものは、1人の473(89.2%)であり、続いて、2人が32(6.0%)、3人が9(1.7%)であった。

政治資金監査を実施した登録政治資金監査人の約9割が一つの国会議員関係政治団体に対して1人で政治資金監査を行っている。

③ 従事した政治資金監査の業務を補助した使用人等の人数

	回答数	(割合)
0人	317	59.8%
1人	151	28.5%
2人	36	6.8%
3人	15	2.8%
4人	1	0.2%
5人	2	0.4%
6人	3	0.6%
無回答	5	0.9%
合計	530	100.0%

政治資金監査の業務を補助した使用人等の人数で最も回答の多かったものは、0人の317(59.8%)であり、続いて、1人が151(28.5%)、2人が36(6.8%)であった。

約6割の登録政治資金監査人は使用人等を使用せずに政治資金監査を行っている。

(4) 政治資金監査を行った国会議員関係政治団体に対して、政治資金監査の事前準備を行った場合、その概要(当該事前準備に関する契約を政治資金監査契約と別個に締結したかどうかを問わない)(複数回答可)

回答内容	回答数	(割合)
政治資金監査の事前準備は行っていない	159	30.0%
領収書等の整理・保存状況を事前に確認した	295	55.7%
領収書等の整理方法を事前に指導・助言した	263	49.6%

※(割合)は政治資金監査を行った者における回答数の割合。

その他の事前準備の概要

- 帳簿類について、毎月定期的にチェックをしていた。
- 中間監査を行った。
- 領収書の整理・保存状況の事前確認及び整理方法の事前指導について、計2回行った。
- 監査の概要、方法、流れについて説明した。
- システム及び帳簿の確認、準備資料の指示・確認、契約書の締結。
- 領収書等の徴収漏れ又は亡失の有無の確認と一覧表作成要領の指導・助言を実施。
- 会計帳簿の整理。
- 会計帳簿の記帳確認・指導。

「政治資金監査の事前準備は行っていない」と回答したものは、159(30.0%)であり、7割の登録政治資金監査人は事前準備を行っている。

事前準備を行っているもののうち、約8割が「領収書等の整理・保存状況を事前に確認した」を、また、約7割が「領収書等の整理方法を事前に指導・助言した」を行っており、事前準備を行った登録政治資金監査人の5割は両方の事前準備を行ったこととなる。

問3 政治資金監査の実務上、以下のそれぞれについて問題となったことがあれば、記入してください。

(1) 書面監査(領収書等の取扱いや会計帳簿等の確認方法等について)

【主な内容】

- 支出の目的の記載されていない領収書等で、請求書により内容が確認できる場合であっても、領収書等として扱うことができないこと。
- 支出の目的の記載されていない領収書等で、社名により内容が確認できる場合であっても、領収書等として扱うことができないこと。
- 振込金受領証(又は振込依頼書、通帳記載)と請求書で内容が確認できる場合であっても、領収書等として扱うことができないこと。
- 振込明細書と請求書が備わっていて内容が確認できる場合であっても、領収書等として扱うことができず、支出目的書を作成しなければならないこと。
- コンビニでの振込支払で社名等により内容が確認できる場合(電話代、電気代等)であっても、領収書等として扱うことができず、徴難明細書を作成しなければならないこと。
- 領収書等の3事項のうち1事項でも欠けていれば亡失と同等の扱いとして領収書等亡失等一覧表に記載しなければならず、登録政治資金監査人の裁量により、現実に即した判断ができないこと。
- 領収書等としてレシートを徴しているが、混雑等で発行者に記載を依頼することが難しい場合であっても、政治団体側で記載することができないこと。
- 領収書等の3事項の記載不備、会計帳簿の必要記載事項の記載漏れ等が多数あり、補完作業に多大な時間と手間を要したこと。
- 領収書等の支出の目的について、すべて追記、再発行を依頼したため、揃うまでに相当の時間を要し、後から再発行等を依頼するというのは大変無駄な行為であるにもかかわらず、柔軟な取扱いができないこと
- 領収書等の発行者に再発行を求めても再発行ができなかったこと。
- 領収書等の一部が保存されていなかったこと。
- 領収書等の保存方法が不十分であったこと。
- レシートの印字が劣化により不鮮明となっていたこと。
- 領収書等の宛名が略称となっていたこと。
- 領収書等の宛名が議員等の個人名となっていたこと。
- 領収書等に印紙の貼付がなかったこと。
- 法令の要件を具備した会計帳簿が備えられていなかったこと。
- 会計帳簿のすべての支出に住所を記載することは、支出を受けた者の氏名、支出の目的等と比較して、領収書等との整合性の検証の必要性も乏しく、実務上多大な負担となっていること。
- 会計帳簿の住所の記載はすべての支出に必要とは思えず、この確認に最も時間を要したこと。

- 会計帳簿への支出住所の記載は、税務上、要求される項目にもないことから、会計責任者も記載不要と考えていたこと。
- 会計帳簿には住所の記載がないが、収支報告書及び領収書等に住所の記載があり、確認できる場合であれば、会計帳簿に住所が記載されていることの必要性が乏しいこと。
- 会計帳簿に本店住所の記載が必要であること。
- 支出区分の分類が曖昧であること。
- クレジットカード利用の場合、収支両建ての記載が必要であること。
- 複数の領収書の合計が会計帳簿に記載されていたこと。
- すべての領収書と会計帳簿を突合しなければならないこと。
- 政治資金監査に対する会計責任者の理解が不足していたこと。
- 会計帳簿等の整理が不十分で、政治資金監査を実施するまでに時間がかかったこと。
- 収入が監査対象となっておらず、資金の流れが把握できなかったこと。

(2) 会計責任者等に対するヒアリング

【主な内容】

- 政治資金監査に対する会計責任者の理解が不足していたこと。
- 経理実務は担当者が行っており、会計責任者はあまり把握していなかったこと。
- 会計責任者の引継が適切に行われていなかったこと。
- 会計責任者が多忙で十分に時間がとれなかったこと。
- 会計責任者又は会計担当者の会計処理に対する理解が不足しており、研修会が必要であると感じたこと。
- 国会議員関係政治団体の正式名称と異なる宛名の領収書について、ヒアリングを行った。
- 支出項目の区分の分類について、ヒアリングを行った。
- 経常経費の按分について、ヒアリングを行った。
- 「花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出」について、ヒアリングを行った。

(3) 政治資金監査報告書作成

【主な内容】

- 監査報告書に登録政治資金監査人の自署が必要であること。
- 収支が0の国会議員関係政治団体も監査報告書の提出が必要であること。
- 存在しなかった書類がある場合の監査報告書の記載方法について。
- 国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行えなかった理由についての具体例が少ないこと。
- 監査報告書に意見を記載する項目がないこと。
- 監査報告書の例示が少ないこと。
- 監査報告書のダウンロードができなかったこと。

問4 政治資金監査の実務上、判断が難しかった事例があれば、記入してください。

【主な内容】

- 支出の目的の記載されていない領収書等で、請求書により内容が確認できる場合であっても、領収書等として扱うことができないか。
- 振込明細書と請求書が備わっていて内容が確認できる場合であっても、領収書として扱うことができず、支出目的書を作成しなければならないか。
- 振込依頼書と請求書が備わっていて内容が確認できる場合であっても、領収書として扱うことができないか。
- 領収書等の1事項が欠けており、3事項が記載されていない領収書の取扱い。
- 支出の目的の具体的な記載内容について。
- 領収書に支出の目的が記載されていないもので、会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は領収書等亡失等一覧表に記載しないこととする取扱いの整合性の判断について。
- 郵便局の払込兼受領書は振込明細書に該当するのではなく領収書として、会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は領収書等亡失等一覧表に記載しないこととする扱いができないか。
- 国会議員関係政治団体の正式名称と異なる宛名の領収書の取扱い。
- 宛名の記載のない領収書の取扱い。
- 領収書等を徴し難い事情に該当するか。
- 電車賃、振込手数料等の少額でも、領収書等を徴し難い事情に該当するすべての支出で徴難明細書の作成が必要となるのか。
- 徴難明細書に記載するか、領収書等亡失等一覧表に記載するか。
- 支出の目的が書かれていない領収書等で、再発行不能なものは領収書等亡失等一覧表に記載させるのではなく、領収書等の必要記載事項にこだわらず、ヒアリングで支出の目的が確認できれば領収書等として認められないか。
- 支出項目の区分の分類について。
- 無償提供の評価額について。
- 人件費はどの範囲まで監査すべきか。
- 他法令の準拠性についてどの程度指導を行うべきか。
- 同一事務所に所在する複数団体の経費按分について。
- 公選法との関係について。

問5 政治資金監査を行う上で、政治資金監査マニュアル(研修テキスト)の記載事項について修正・追記等ご意見があれば、記入してください(具体的に)。

【主な内容】

- 支出のみでなく収入も監査すべきではないか。
- 支出の適正性についても確認すべきではないか。
- 全数調査ではなく抽出調査とすべきではないか。
- 複式簿記を導入すべきではないか。
- クレジットカードを使用した場合の会計帳簿の記載について、簡便な記載とすることはできないか。
- 存在しなかった書類がある場合の監査報告書の記載方法を例示するべきではないか。
- 契約書のひな形を示すべきではないか。

問6 平成22年度に政治資金適正化委員会において法定研修を修了した登録政治資金監査人を対象として、任意に受講していただける「事例等説明会(仮称)」を行うことを検討しておりますが、実施する場合、受講のご意向についてお伺いします。

	回答数	(割合)
受講したい。	1,384	68.2%
受講したくない。	57	2.8%
どちらでもよい。	483	23.8%
無回答	105	5.2%
合計	2,029	100.0%

また、その内容についてご要望があれば記入してください。(複数回答可)

回答内容	回答数
①問い合わせの多い政治資金監査に関するQ&Aの紹介及び解説	1,358
②登録政治資金監査人より収集した政治資金監査の事例の紹介及び解説	1,358
③政治資金監査に関するより詳細な講義	448
④その他(主なもの) <input type="checkbox"/> 具体的な事例や問い合わせの多い質疑の紹介。 <input type="checkbox"/> 質疑応答時間の設定。 <input type="checkbox"/> 登録政治資金監査人の体験談。 <input type="checkbox"/> 監査手順の事例紹介。 <input type="checkbox"/> 政治資金監査の際に生じたクレーム、トラブル等の事例紹介。 <input type="checkbox"/> 事例等説明会の地方開催。 <input type="checkbox"/> 監査報酬情報の提供。 <input type="checkbox"/> 政治資金監査の受託方法等。 <input type="checkbox"/> 政治団体側に対する研修の実施。	